

港区学校情報化アクションプラン策定支援業務委託

事業候補者募集要項

1 件名

港区学校情報化アクションプラン策定支援業務委託

2 業務の目的

「港区学校情報化アクションプラン」(平成26年度～平成29年度)に基づいて整備・運用しているICT機器を今後も計画的に整備・更新するとともに、ICTを活用したより分かりやすい授業の実現による教育の質のさらなる向上を継続的に推進するため、次期「港区学校情報化アクションプラン」(平成30年度～平成32年度)を策定します。

策定にあたっては、「港区学校教育推進計画(平成27年度～平成32年度)」を踏まえるとともに、平成32年度に予定される学習指導要領改訂のポイントである「アクティブ・ラーニング(能動的学習)の視点からの授業改善」も見据え、ICTのより積極的・効果的な活用を促進するプランとするため、教育の情報化について、広範かつ高度な知識と豊かな経験を持ち、国等の動向を的確に把握できる事業者には、次期「港区学校情報化アクションプラン」策定支援を委託します。

3 業務の概要

(1) 業務内容

別紙1「仕様書(案)」のとおり

(2) 履行期間

平成29年5月1日から平成30年2月28日まで

(3) 業務スケジュール(予定)

- ・計画策定方針決定 平成29年 5月
- ・教職員ヒアリング及び アンケート調査の実施 平成29年 6月～8月
- ・計画素案決定 平成29年11月
- ・区民意見聴取 平成29年11月～12月
- ・計画決定 平成30年 2月

(4) 履行場所

港区指定場所

(5) 参考事業規模額

9,936,000円程度(消費税8%込み)

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく事業の規模を示すためのものです。
なお、提案はこの金額を超えないものとしてください。

4 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とし、各要件は、参加申込書の提出日を基準日とします。なお、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間において、いずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取り消し、又は契約を締結しない場合があります。

(1) 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。

(2) 区内事業者と共同すること

区内事業者の受注機会拡大を図る取組推進の観点から、区外事業者が本件プロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件とし、区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、一次審査において、評価点を優遇します（「一次審査における合計評価点」の5%（小数点以下切り上げ）を一次評価点に加点）。

やむを得ず区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

【共同の方法】

複数事業者による共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な名称を設定の上、代表者を定め、共同事業体を構成する事業者それぞれの「参加表明書兼資格審査申請書（様式1）」に加え、次の書類を提出してください。

共同企業体を構成する、すべての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めません。

虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消し、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【提出書類】

①共同事業体構成書（様式3-1）

②共同事業体協定書兼委任状（様式3-2）

なお、区内事業者とは、以下のとおりです。

●登記簿上、港区内に本店をおく事業者（港区競争入札参加資格登録の有無は問いません。）

●区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日24港総契第2801号）で定める区内事業者

（区内事業者として扱わない事業者の例）

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申し込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

(3) ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」をプロポーザル選考一次審査における必須の評価項目とし、一次審査評価点の合計（満点）の5%を合計評価点の内数として配点します。

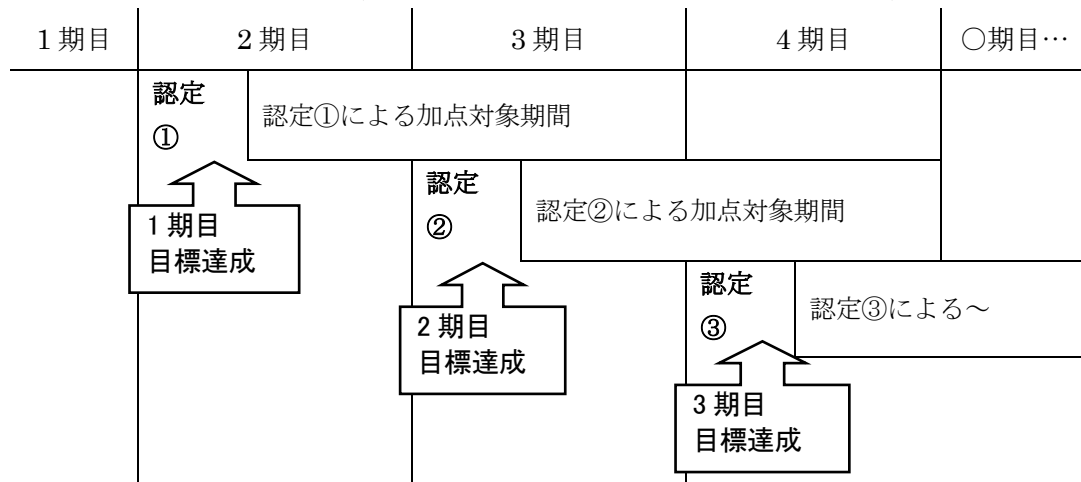
【配点方法】

一次審査における各審査項目の評価点合計（満点）が100点の場合、「ワーク・ライフ・バランス推進」への配点は5点（100点×5%）

【一次審査における加点条件及び提出書類】

加点条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ワークライフバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加の資格を制限されるものに該当しないこと。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、本区が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。
- (6) 港区競争入札参加資格有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）第2条に基づく指名停止措置を受けていないこと。また、港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）第3条に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (7) 法律行為を行う能力を有しない者でないこと。
- (8) 破産者で復権を得ない者でないこと。
- (9) 国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体でないこと。
- (11) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークあるいは同等の認証機関が定める認定資格を取得していること。

5 委託条件

本業務の委託条件は、次のとおりです。

- (1) 本業務と類似した業務実績を有するものが、責任者として携わること
- (2) 本契約に基づく業務を第三者に委託し、又は請け負わせないこと
- (3) すべての納入成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証すること
- (4) 本業務に必要な事前研修などを受注者の責任において、業務従事者に行うこと

6 事業候補者決定までのスケジュール（予定）

- (1) 募集要項等の配布 平成29年2月3日（金）
～2月16日（木）午後5時まで
- (2) 質問の受付 平成29年2月3日（金）
～2月8日（水）午後5時まで
- (3) 質問に対する回答 平成29年2月15日（水）
- (4) 参加表明書の受付 平成29年2月3日（金）
～2月16日（木）午後5時まで
- (5) 参加資格審査 平成29年2月17日（金）
- (6) 一次審査書類受付 平成29年2月17日（金）
～2月21日（火）午後5時まで
- (7) 一次審査結果通知 平成29年3月3日（金）
- (8) 二次審査（プレゼンテーション） 平成29年3月15日（水）
- (9) 二次審査結果通知 平成29年3月23日（木）
- (10) 契約締結 平成29年5月上旬

7 募集要項等の配布

- (1) 配布方法
教育委員会事務局庶務課の窓口にて配布します。港区のホームページからダウンロードすることも可能です。
- (2) 配布期間
平成29年2月3日（金）～2月16日（木）

8 参加表明書の受付

(1) 受付方法

「参加表明書兼資格審査申請書（様式1）」に必要事項を記入のうえ、持参にて提出してください。様式1の提出後、参加資格の審査をもって参加の決定とします。

※港区物品買入れ等競争入札参加資格受付票の写しを添付してください。

※共同事業体を結成して参加する場合は、共同事業体を構成するそれぞれの事業者について提出してください。

※提出の際は、必ず事前に電話で予約の上、来所してください。

※様式1提出時（参加受付時）に提案者番号を付番のうえお伝えしますので、提案書等の提出物には、この番号を記載してください。

(2) 受付場所

「14 問合せ先」を参照してください。

(3) 受付期間

平成29年2月3日（金）から2月16日（木）午後5時まで

※平日の午前9時から午後5時までとします。

9 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

「質問書（様式2）」に質問項目を箇条書きにしてE-mailで送信の上、送信確認の電話連絡（土日に送信した場合は、翌週の月曜日）をしてください。この際、メールの件名を「庶務課庶務係あて・アクションプランプロポーザル質問（提案者番号）」としてください。

※期限を過ぎた質問や、指定の様式を用いない質問には一切回答しません。

(2) 受付場所

「14 問合せ先」を参照してください。

※なお、E-mailアドレスについては、申し込みがあった事業者に対して別途お知らせします。

(3) 受付期間

平成29年2月3日（金）から2月8日（水）午後5時まで

(4) 回答方法

平成29年2月15日（水）に、質問者名を伏せて、質問書送付事業者及び参加表明書提出事業者全員にE-mailで送付します。

10 提出書類

(1) 様式4～8については、原則、文字は明朝体・12ポイントとしてください。ただし、小見出しをゴシック体とするなど、内容に応じて適宜分かりやすく記載してください。1ページに納まらない場合は、様式を複写して使用しても構いません。

(2) 正本のみに事業者名を記載し、副本においては事業者名及び事業者名を推測できる表現等を塗り潰し・削除等のマスキング処理を行ってください。また、見積書等について押印する場合は、正本のみに行ってください（副本への押印は不要）。

【各様式について】

①第一次審査への応募について（様式4）

②応募者の概要（様式5）

③事業実績（様式6）

④業務の実施体制（様式7）

- 統括責任者は、複数の実務担当者の配置を予定している場合に、実務担当者を統括し、スケジュール及び業務の進捗について全体的に管理を行う者としてください。
- 実務担当者は、この業務を担当することを確実に予定する者としてください。

⑤実務担当者等の経歴（様式8）

- 管理監督者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）上管理職相当とされるものとし、実務担当者に対する直接の指揮命令権を有する者としてください。
- 実務担当者については、様式7に記載した実務担当者と同じ者を記載してください。（例：様式7で実務担当者①として記載した者は、様式8でも実務担当者①とする。）
- 資格取得については、本業務に適した資格を有しているか確認するため、取得している資格（情報セキュリティスペシャリスト、ネットワークスペシャリスト、テクニカルエンジニア等）を記載してください。

⑥提案書（様式9-1、9-2、9-3）

本業務を実施するに当たり、下記について提案者の考え方を各様式1枚以内で記載してください。

- 港区の学校教育における情報化推進の目指すべき姿
- 港区の現状や特性、課題、また国等の動向を踏まえた今後の取組の重点項目（3つ程度）
- 重点項目の実現へ向けた具体的施策

⑦見積書（様式自由）

- 仕様書を基に見積書を作成してください。貴事業者の提案により生じる経費がある場合は、当該経費を含む見積書としてください。また、各業務に掛かる経費が分かるよう、明細（単価×工数）を明記した内訳を付してください。
- アンケート調査等の送付・回収の郵便料、会議運営に必要な資料作成のための費用は、見積りに含めてください。

⑧ワーク・ライフ・バランス推進企業であることを証明する書類

上述「4 参加資格」の（3）を参照してください。

【提出部数】

9部（正本1部、副本8部）

- 正本・副本共通で各ページの右上に、受付時に付番された「提案者番号」を記載してください。
- 副本については事業者名を記入しないでください。また、副本は社判や契印、社固有のマーク等で推測できるような記入がある場合は受理できませんのでご注意ください。

上記の他、提出書類をCD-Rに格納の上、1部提出してください。

※マイクロソフト社製 Windows7 で利用可能なものに限り、CD-Rドライブで読み取り可能なものであることを確認してください。また、CD-Rに格納する提出書類のファイル形式は、マイクロソフト社製 Word2010 又は Excel2010 で読み込むことが可能なものとしてください。

1.1 提出方法

(1) 提出期限

必ず事前に電話で予約の上、来所してください。

平成29年2月17日（金）～2月21日（火）午後5時まで

※平日の午前9時～午後5時まで

(2) 提出先

「14 問合せ先」を参照してください。

(3) 提出方法

「第一次審査への応募について」（様式4）を添えて、様式5～9-3及び見積書（すべて片面印刷）をバインダー（A4サイズ、色・材質等自由）に左綴じにして提出してください。なお、表紙及び背表紙に「第一次審査用提出書類」と明記し、正本には事業者名、副本には提案者番号を記載してください。

1.2 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

区は、本件に係る「提案書」、「見積書」及び「提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）」等の内容を評価し、区が要求する機能の実現に最も適した提案を実施した業務委託事業候補者を決定します。

審査は点数化して評価し、一次審査及び二次審査の結果を総合的に判断の上、契約予定候補者及び契約予定候補者（次点）の合計2者を決定します。

なお、プレゼンテーションは、実務担当予定者が行うようにしてください。

この場合、契約予定候補者（次点）は、契約予定候補者に事故等（辞退届（様式10）を提出した場合、その他本募集要項によるプロポーザル手続きへの参加を継続し難い事由が生じた場合）があったときに契約予定候補者に代わるものとします。

① 一次審査

提出書類の内容を審査します。審査は点数化して評価し、評価点をもとに上位3者程度を一次審査通過者とします。

② 二次審査（一次審査通過者）

一次審査で提出していただいた提案書（様式9-1、9-2、9-3）の内容及びプレゼンテーション（15分）及び質疑応答（20分）による二次審査を行います。提案書の内容から抜粋したプレゼンテーション用資料の追加配布は認めるものとしますが、提案書に記載の内容を追加することは認めません。プレゼンテーションでは、提案書をわかりやすくイメージ化するために、パソコンを使用することが可能です。プロジェクター及びスクリーンは区で用意します。パソコンは各参加者が持参してください。

(2) 審査基準

① 一次審査

審査項目	内容
1 事業実績（様式6）	●類似業務の実績（学校教育の情報化・計画策定に関する経験・実績等）
2 業務の実施体制（様式7、様式8）	●業務実施体制（具体的なスタッフ人数など）、バックアップ体制 ●管理監督者、統括責任者、実務担当者の業務経験、専任性など ●関連資格（情報セキュリティスペシャリスト、ネットワークスペシャリスト、テクニカル

	エンジニア等)
3 提案書 (9-1、9-2、9-3)	<ul style="list-style-type: none"> ●港区の学校教育における情報化推進の目指すべき姿 ●港区の現状や特性、課題、また国等の動向を踏まえた今後の取組の重点項目 (3つ程度) ●重点項目の実現へ向けた具体的施策
4 見積額	●事業規模額と比較した見積額の適切性
5 ワーク・ライフ・バランス推進	●ワーク・ライフ・バランスの推進

③ 二次審査

<ul style="list-style-type: none"> 1 取組姿勢 (積極性、説明の的確性、質問等への対応力) 2 提案書 <ul style="list-style-type: none"> (1) 重点項目の妥当性 (2) 具体的施策の実現性

1.3 留意事項

(1) 選考結果の公表

プロポーザル方式における選考過程の情報及び審査委員の職・氏名については、選考終了後に公表を予定しています。事業者名については、二次選考の結果決定した事業者名のみ公表します。

(2) 提出資料の取り扱い

- ①提出された資料は、本件の選考以外に提出者に無断で使用することはありません。ただし、情報公開請求があったとき、その他、区が必要と認めるときは、区はこれが無償で使用できるものとします。
- ②提出された資料の修正、差替え又は返却には応じられません。
- ③提出書類の著作権は当該書類を提出した事業者に帰属するものとし、利用権は港区に属するものとします。

(3) 次の各号に該当する場合、応募は無効とします。

- ①この応募要項の「4 参加資格」に定める要件を満たさないことが判明した場合
- ②この応募要項に定める提出方法、提出先又は提出期限の定めを満たしていない場合
- ③提出した書類に記載すべき事項の全部若しくは一部が記載されていないもの又は適切なマスキングが行われていないもの
- ④提出した書類に、虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤本プロポーザル方式による手続きの審査の公平性を侵害する行為が認められ、選考委員会の委員長が当該者を失格と認める場合
- ⑥その他本プロポーザル方式による手続きへの参加に当たり、著しく信義則に反する行為等が認められる場合
- ⑦プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守すること。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、或いはセキュリティ監査等が該当します。

(4) 次の各号に該当する場合に限り、本募集要項に基づく手続きについて、再募集を行います。

①募集期間内に本募集要項に基づく手続きへの参加を希望する者が無い場合及び選考の結果、契約予定候補者（次点を含む。）として選考するものが無かった場合

②本募集要項に基づく手続きへの参加を希望するものが1事業者のみである場合において、選考の結果、当該事業者を契約予定候補者として選考することができないと選考委員会が認めた場合

(5) プロポーザルへの応募後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式10）を遅滞無く提出してください。

(6) 関連資料の閲覧

関連する現行計画等は、港区のホームページでダウンロードできます。

(7) 費用の負担

本手続きへの応募に必要な費用、プロポーザル書類等の作成、提出又は説明に関する一切の費用は、参加事業者の負担とします。

1.4 問合せ先

港区教育委員会事務局庶務課庶務係 佐京・佐藤

住 所：港区芝公園1-5-25 7階

電 話：03-3578-2711・2829

FAX：03-3578-2759

E-mail：申し込みがあった事業者に対して別途お知らせします。